

## 令和8年度交通安全広報事業業務委託仕様書

## 1 業務目的

県民に交通安全を効果的に PR することにより、交通安全に対する意識啓発と行動変容を促し、一層の交通事故防止を図る。

## 2 業務内容

主 題	種 別
(1) 各季交通事故防止運動	①ポスター・チラシ作成
	②パブリシティ等の実施
(2) 横断歩道での交通事故防止	①ドライバー向け啓発動画の制作放映
	②パブリシティ等の実施
(3) 自転車の安全利用	①パブリシティ等の実施

## (1) 各季交通事故防止運動

## ① ポスター・チラシ作成【提案必須】

## ア 種類・数量

- ・夏の交通事故防止運動（令和8年7月22日～7月31日）  
ポスター：3,900枚 チラシ：500部
- ・高齢者交通事故防止運動（令和8年10月1日～10月31日）  
ポスター：4,000枚 チラシ：40,500枚
- ・冬の交通事故防止運動（令和8年12月11日～12月20日）  
ポスター：3,900枚 チラシ：500部

## イ 規格・品質

- ・ポスター  
印刷物の大きさ及び紙質：A2判、コート紙（110kg）  
印刷色：表面-カラー4色、裏面-白紙
- ・チラシ  
印刷物の大きさ及び紙質：A4判、コート紙（46.5kg）  
印刷色：表面-カラー4色（ポスターデザインと同じ）、裏面-カラー2色

## ウ 梱包

- ・ポスター及びチラシは、100枚ごとに仕切紙を入れる。
- ・県で用意した送付文を添付し、運動毎に別途指示する数量で梱包すること。なお、梱包方法は、発送費用が出来るだけ安価となるよう工夫し、県が伝票等を貼り発送できる形まで梱包する。（梱包外装個数は各運動とも25個程度を予定）
- ・梱包の外装には別途指示する番号を明記する。
- ・梱包せずに納品するポスターのうち、運動毎に別途指示する枚数分は4つ折りにして納入する。
- ・その他詳細は各季運動前に別途指示する。

エ 納入

- ・納入場所は、新潟県（総務部県民生活課）とする。
- ・県ホームページ掲載及びデジタルサイネージ等への掲出用に、電子データ（形式はPDF 及び jpeg とする。）を納入する。

オ 納入期限

- ・夏の交通事故防止運動ポスター及びチラシ：6月19日（金）
- ・その他の運動：概ね各運動の開始日の1ヶ月前（別途指示する。）

カ デザイン

各季とも県から提供する、「新潟県」JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール」入賞作品の図柄を取入れ、原則としてデザインにおいては著作権等の権利使用料金がポスター及びチラシ制作のためだけに発生しないものとする（業務内容（2）との連動結果として、著作物を使用することは可）。

【ポスターの図柄】※本業務提案目的以外での転用を禁ずる。

夏の交通事故防止運動



高齢者交通事故防止運動



冬の交通事故防止運動



キ 必要表示

- ・運動名
- ・期間
- ・主唱（別紙1「主唱・協力について」のとおり）
- ・スローガン・重点 ※各運動によって異なるため、別途指示する。
- ・新潟県交通安全シンボルマーク
- ・新潟県交通安全マスコット「ルルちゃん」の画像と名前
- ・チラシの裏面は各運動の実施要綱に沿ったものとする（要綱は各運動の約2か月前に提示する。よって、プロポーザルの企画提案書等作成にあたっては、昨年<sup>の</sup>要綱を参照のこと）。

ク その他

- ・チラシ（夏の交通事故防止運動、冬の交通事故防止運動）は各市町村及び各地区交通安全協会に斡旋を行う。よって、デザインの主唱部分を希望により変更できるようにすること。
- ・また、主唱変更の有無別の斡旋単価（消費税及び送料込み）を見積書に明記すること。（別紙2「チラシ斡旋実績」参照）
- ・作成したポスター及びチラシの著作権は県に帰属するものとする。

## ② パブリシティ等の実施【提案必須】

各季交通事故防止運動の実施及びその啓発内容について、企業やマスコミ等とのタイアップなどにより効果的にPRを行う。

### (2) 横断歩道での交通事故防止

#### ① ドライバー向け啓発動画の制作放映【提案必須】

「第12次新潟県交通安全計画」(R8～R12)において、歩行者の安全確保を重点施策としているが、横断歩道横断中の歩行者の死亡事故は毎年発生し、信号機のない横断歩道での車の一時停止率は、全国平均並みであるものの、一層の向上が必要な状況。

自動車社会であり、幅広い年代でドライバーが多く存在する本県の特徴を踏まえ、ドライバーの視覚に訴え、印象に残る動画を制作し、広く話題になるよう放映することで、一時停止意識の遵守を図る。

##### ア 動画コンセプト

ドライバーの横断歩道における横断者を保護する意識を醸成するもの。また、ドライバーの横断歩道での一時停止率をさらに向上させるためのメッセージを全面に出し訴求するものであること。

##### イ メインターゲット

全年齢層のドライバーに向けたもの。

初心運転者向けや高齢運転者向け等、ターゲットを絞った提案も可とするが、その場合はその理由も示すこと。

##### ウ 内容

- ・県民の話題となるよう、インパクトのある動画とすること。
- ・メッセージ性があり、ポジティブに意識啓発・行動変容できる内容とすること。
- ・映像はアニメーション又は実写のいずれも可とするが、著作権について2(2)①カの継続使用をクリアしていること。

##### エ 規格

- ・動画はテレビ放映に適した長さのものを必須とし、BGM・音響効果を入れ、1本以上制作すること。
- ・放映する媒体等に応じて、複数のバージョンや2本以上のシリーズで制作しても差支えない。
- ・音声のみの広報媒体(MP3形式)も制作すること。

##### オ 放映等

- ・制作した動画は、テレビ及びラジオで放映することを必須とする。回数と放映局数に条件は設けないので、予算内で最も効果的となるよう、放映計画(媒体、局、時間帯、回数)を作成する。
- ・県で通年実施する運動「止まって!横断歩道キャンペーン」の取組重点期間に配慮した放映が望ましい。

※取組重点期間(各季運動期間と同じ):

令和8年7月22日～31日、10月1日～31日、12月11日～20日

- ・遅くとも7月末日までに放映を開始すること。
- ・動画の放映については、その方法に応じて可能な手法で効果計測を行うこと。

カ その他留意事項

- ・県公式 Youtube チャンネルに公開するためのデータを納品すること。
- ・作成した動画の著作権は県に帰属するものとする。

**② パブリシティ等の実施【提案必須】**

県で通年実施する運動「止まって！横断歩道キャンペーン」を、効果的に県民に伝えるための事業提案。上記(2)①のほか、パブリシティ、広報素材制作、広告、イベント等の実施など、提案内容に縛りはなく自由に提案を行うものとする。なお、キャンペーンについては県ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/stopr8.html>



**(3) 自転車の安全利用**

**① パブリシティ等の実施【提案必須】**

自転車に係る交通事故発生件数は近年減少傾向にあるものの、自転車利用者による交通ルール違反は、理解不足に起因するものが多く見受けられる。令和8年4月から交通反則通告制度（青切符）が施行されたことも踏まえ、交通ルールの一層の周知や、自転車乗車時のヘルメット着用に対する意識の浸透を図るため、効果的な広報を展開する。

ア コンセプト

コンセプトについては、県ホームページの以下のページを参照の上、決定すること。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1320958846341.html>

(コンセプトの例)

- ・令和5年に努力義務化されたものの、着用率が依然として全国平均を下回っている「自転車乗車時のヘルメット着用」
- ・令和8年4月から施行された「交通反則通告制度」（青切符）の周知



イ 内容

- ・パブリシティ、広報素材制作、広告、イベント等の実施など、提案内容に制限はなく、自由に提案を行うものとする。
- ・実施時期については、遅くとも8月末までに実施すること。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

**4 委託限度額**

6,238,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

<業務内容(1)と(2)と(3)の内訳例>

(1) 各季交通事故防止運動	935,700円 (15%)
(2) 横断歩道での交通事故防止	4,678,500円 (75%)
(3) 自転車の安全利用	623,800円 (10%)

※本内訳例は、業務内容(1)の経費を極力削減した場合の内訳例を参考に示しているもの。提案の内容によっては、この内訳にしばられるものではない。2(1)、2(2)、

2(3)を個別に実施せずに、連動させることも可。

## 5 委託料に含まれる経費

委託業務の実施に係る費用を全て含む。(委託事業に直接かかる費用、県及び関係機関との連絡調整、契約にかかる費用)

## 6 進捗管理及び成果品

(ア)委託事業の実施に当たっては、毎月進捗管理を行い県と共有する。

(イ)委託期間終了後、以下の内容を記載した業務実績報告書及び添付資料を成果品として提出すること(電子データ可)。

- ・事業実施実績(メディア掲出、露出等の実績がわかる資料を含む)
- ・事業実施効果の報告

## 7 実施体制

受託事業者は、新潟県と緊密に連絡を取り合える体制を整備し、提案すること。

## 8 その他

- ・本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によることとする。
- ・業務内容の細部及び仕様について生じた疑義については、新潟県及び受託者双方で協議の上決定する。

## 別紙1「主唱・協力について」

### 【夏の交通事故防止運動】

主唱：新潟県・新潟県警察・新潟県交通安全対策連絡協議会

協力：(公財)新潟県交通安全協会・(一社)新潟県安全運転管理者協会

### 【冬の交通事故防止運動】

主唱：新潟県・新潟県警察・新潟県交通安全対策連絡協議会

協力：全国共済農業協同組合連合会 新潟県本部・(公財)新潟県交通安全協会

### 【高齢者交通事故防止運動】

主唱：新潟県・新潟県警察・新潟県交通安全対策連絡協議会

協力：(公財)新潟県交通安全協会

別紙2「チラシ幹旋実績」

○夏の交通事故防止運動

	R5		R6		R7	
	団体数	枚数	団体数	枚数	団体数	枚数
名入れあり	14	8,400	9	4,200	12	4,500
名入れなし	10	9,850	12	11,700	12	11,500

○冬の交通事故防止運動

	R5		R6		R7	
	団体数	枚数	団体数	枚数	団体数	団体数
名入れあり	13	7,800	13	8,500	14	6,900
名入れなし	9	9,100	8	6,500	11	12,100

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は新潟県を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則して、必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略し、若しくは削除することができる。